

審 議 票

R4. 4. 27

IV-1

| | | | |
|------------|--|--------|-------------------|
| 審議項目 | 個人情報ファイル簿, 個人情報取扱事務目録 | | |
| 関係規定 | 現行条例 | | 新法 |
| | 第7条 | | 第74条, 第75条 |
| 移行パターン | 規定がなくなる | 規定が変わる | 新規 |
| | ・個人情報取扱事務の届出 | — | ・個人情報ファイル簿の作成及び公表 |
| 新条例への規定の可否 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することは条例に規定できる。(法第75条第5項) ・ 団体内部の手続に関する規律で、個人情報保護やデータの流通に直接影響を与えない事項については、条例に規定できると考えられる。 | | |

※ 関係規定は、別紙参照

| | | |
|-------|--------------------|---|
| 項目と論点 | 1 個人情報ファイル簿の作成及び公表 | <ul style="list-style-type: none"> ① 保有等に関する事前通知に類する制度の要否 ② 本人の数が1,000人に満たないなど作成・公表義務のない個人情報ファイルの取扱い ③ 個人情報ファイル簿に記載する事項の追加 ④ 審議会の関与 |
| | 2 個人情報取扱事務目録の取扱い | <ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報ファイル簿と別に帳簿（個人情報取扱事務目録）を作成することの要否 |

| | |
|--------|---|
| 考え方(案) | <p><1, 2について></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 本市の個人情報ファイルの保有状況等を一元的に把握するとともに、個人情報ファイル簿の作成・公表に係る制度を統一的に運用するため、現行条例第7条の個人情報取扱事務の届出や新法第74条の事前通知を参考に、実施機関の市長への届出義務について条例に規定したい。 ② 個人情報ファイル簿の作成・公表については、新法で対象とされる個人情報ファイルのみとするが、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルの保有の有無等も分かるような公表方法を検討している。 ③ 個人情報ファイル簿の記載事項である記録情報の提供先については、法定の経常的な提供先に加えて、法第69条第2項の「相当の理由」や「特別の理由」があるとして目的外提供を行った際の提供先なども知ることができるよう工夫したい。 ④ 審議会には、本市における個人情報保護制度の運用状況を報告することとし、その中で①の届出の状況についても報告することを検討している。(審議票IV-3参照) ⑤ 現行の個人情報取扱事務目録については、新たに個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、基本的にはその役割が個人情報ファイル簿へ移行するため、廃止したい。 |
| | |

| | |
|------|--|
| 主な意見 | <p><全体について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令で義務付けられていない部分についても、個人情報の保有状況を可視化する取組には賛成である。 ○ 個人情報取扱事務目録から個人情報ファイル簿の制度に移行することにより、網羅されなくなる部分へは配慮されたい。 |
| | <p>(考え方(案)の是非に関する意見の状況)</p> <p>上記意見が付加されたほかは、考え方(案)に対する異論はなかった。</p> |